

「(仮称) ふじさわ障がい者プラン2026」の策定について (中間報告)

1 趣旨

本市では、「ふじさわ障がい者計画」、「第5期ふじさわ障がい福祉計画」、及び「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」の3つの計画を一体とした「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』(中間見直し)」(以下「現計画」という。)を平成30年3月に策定し、様々な障がい福祉施策を推進してまいりました。

この度、現計画の計画期間が今年度末日をもって終了することから、今後の障がい福祉施策の方向性を見据えるとともに、令和3年4月に施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」で求められている「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を視野に入れ、3つの計画を一体化した「(仮称) ふじさわ障がい者プラン2026」(以下「本計画」という。)を新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、法律により策定が求められている次の3つの計画により構成されています。

- (1) 「ふじさわ障がい者計画」は、障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくことを目的に、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画として、国の「障害者基本計画(第4次)」や県の「かながわ障がい者計画」を踏まえた上で策定します。
- (2) 「第6期ふじさわ障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第88条に基づく市町村障害福祉計画として、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供することを目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。
- (3) 「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

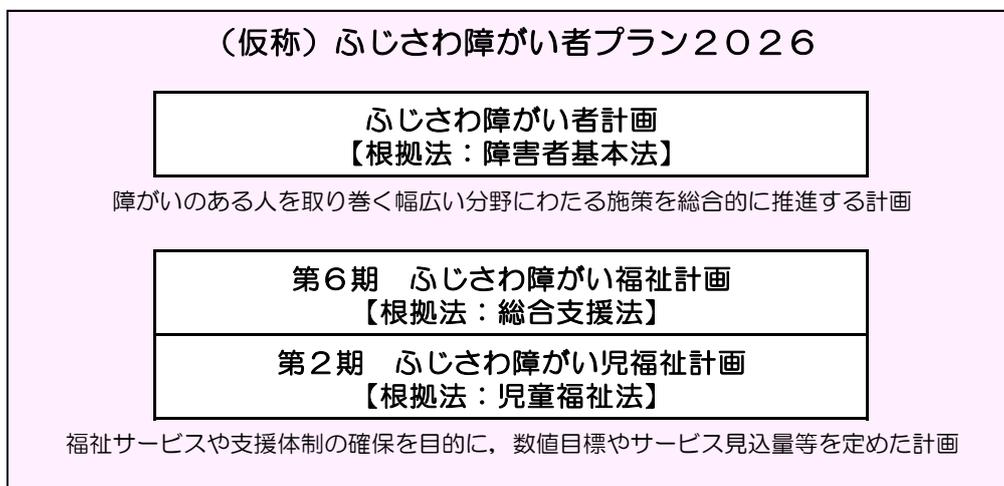


図1 (仮称) ふじさわ障がい者プラン2026の構成

また、本計画は、福祉分野の総合的な計画である「藤沢市地域福祉計画」に基づき、他の個別分野計画との整合性を図りながら、障がい福祉分野の個別計画として位置付けをします。

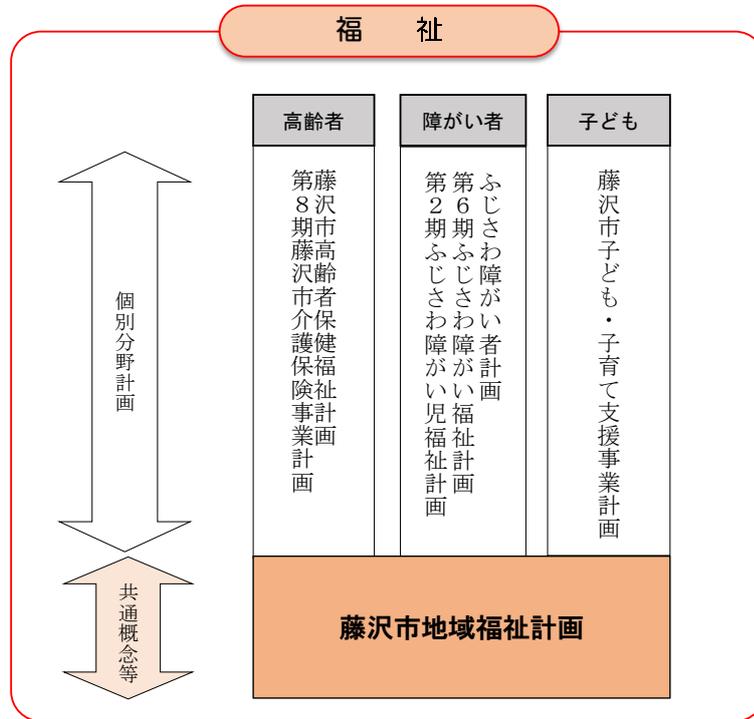


図2 福祉分野各計画の概念図

3 計画期間

各計画期間については、根拠法に基づき「ふじさわ障がい者計画」は6年間、「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は3年間となっています。

このことを踏まえ、本計画の期間は6年間とし、中間年度である令和5年度には、「ふじさわ障がい者計画」の中間見直しと「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」の次期計画策定を行います。

2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
(仮称) ふじさわ障がい者プラン2026					
ふじさわ障がい者計画					
		中間見直し			
第6期ふじさわ障がい福祉計画			第7期ふじさわ障がい福祉計画		
第2期ふじさわ障がい児福祉計画			第3期ふじさわ障がい児福祉計画		

図3 本計画に含まれる3計画の期間

4 これまでの経過

令和元年度	5月～	1月	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 (以下「計画検討委員会」という。)* ¹ (4回)
	5月～	1月	藤沢市障がい者総合支援協議会 (以下「総合支援協議会」という。)* ² (4回)
	1月～	2月	当事者・家族団体、障がい福祉サービス事業者への 聞き取り調査
令和2年度	5月～	11月	計画検討委員会 (5回)
	5月～	11月	総合支援協議会 (3回)
		7月	当事者・障がい児の保護者向けアンケート調査
	11月～	12月	パブリックコメント (市民意見公募) 関係各課への計画掲載事業照会

※1 計画検討委員会の構成：委員12人（当事者・家族関係者3人，学識経験者1人，施設関係者3人，関連会議関係者4人，市民代表1人）

※2 総合支援協議会の構成：委員24人（当事者・家族関係者4人，医療関係者2人，学識経験者1人，地域関係者1人，施設関係者3人，教育・労働関係者2人，関連会議関係者9人，市民代表2人）

5 障がい者を取り巻く現状と課題

(1) 障がい者数の推移

表1 本市の総人口、障がい者手帳所持者数・自立支援医療受給者数（精神通院）の推移

							単位：人※1	
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の 伸び率※2	
総人口	420,619	425,105	427,501	429,317	433,060	435,121	3.4%	
障がい者手帳所持者数 合計	16,378	16,646	17,088	17,485	17,919	18,268	11.5%	
内訳	身体障がい者手 帳所持者数	10,910	10,896	10,918	10,939	11,032	11,005	0.9%
	療育手帳所持者 数	2,579	2,679	2,895	3,027	3,143	3,272	26.9%
	精神障がい者保 健福祉手帳数	2,889	3,071	3,275	3,519	3,744	3,991	38.1%
自立支援医療受給者数 (精神通院)※3	5,164	5,435	5,683	5,913	6,170	6,462	25.1%	

※1 各年の4月1日時点での人数

※2 平成27年と令和2年の比較による

※3 指定された精神疾患の治療を行う医療機関等での自己負担が原則1割となる

障がい者手帳所持者数等は、表1に示すとおり、過去5年間に於いてすべての障がい種別で増加しており、療育手帳所持者数は26.9%、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は38.1%増加しております。また、自立支援医療受給者数(精神通院)についても、25.1%増加しています。

(2) 障がい者を取り巻く課題

障がい者を取り巻く課題やニーズを把握することを目的に、令和元年度には当事者・家族団体及び障がい福祉サービス提供事業者への聞き取り調査、令和2年度には当事者・障がい児の保護者向けアンケート調査を実施しました。その結果を踏まえ、計画検討委員会で協議検討を重ねた結果、障がい者を取り巻く課題を次の6項目に整理しました。

表2 課題6項目

課題1：個人の尊厳や権利に関すること
課題2：障がいのある人への支援に関すること
課題3：地域生活を支えるための支援に関すること
課題4：療育や教育に関すること
課題5：社会参加や活躍の支援に関すること
課題6：安心した日常生活を送るための基盤に関すること

6 計画策定のポイント

(1) 基本理念

本市の障がい福祉施策を推進するに当たり基本となるものであり、社会福祉法等との整合性が図られていることから、現計画の「基本理念」を継承します。

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

(2) めざす社会像

「めざす社会像」については、「(仮称)藤沢市地域福祉計画2026(素案)における藤沢市地域福祉推進ビジョン～めざすべき将来像～」に基づき、計画検討委員会での協議結果を踏まえ、改定します。

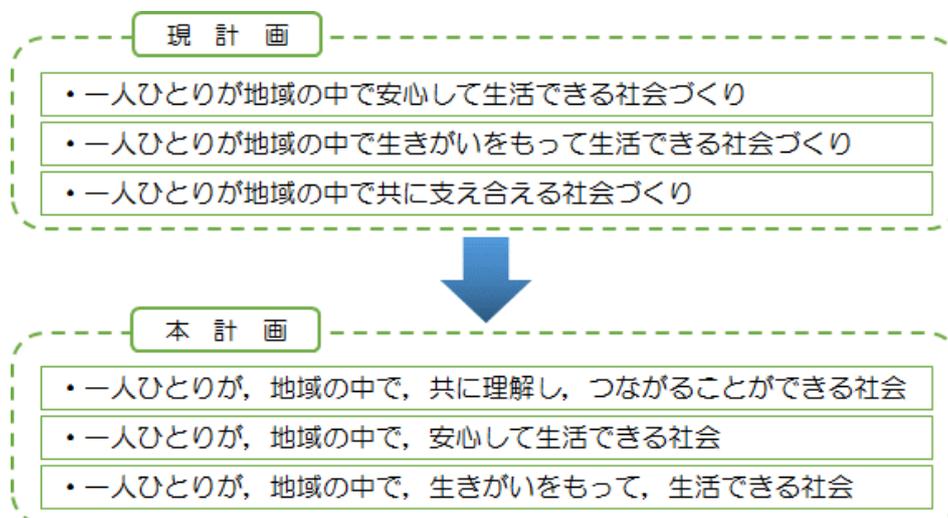


図4 現計画と本計画のめざす社会像の比較

(3) 基本目標

障がい者を取り巻く6項目の課題に対応するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、基本目標の柱は、現計画の5本から6本としました。

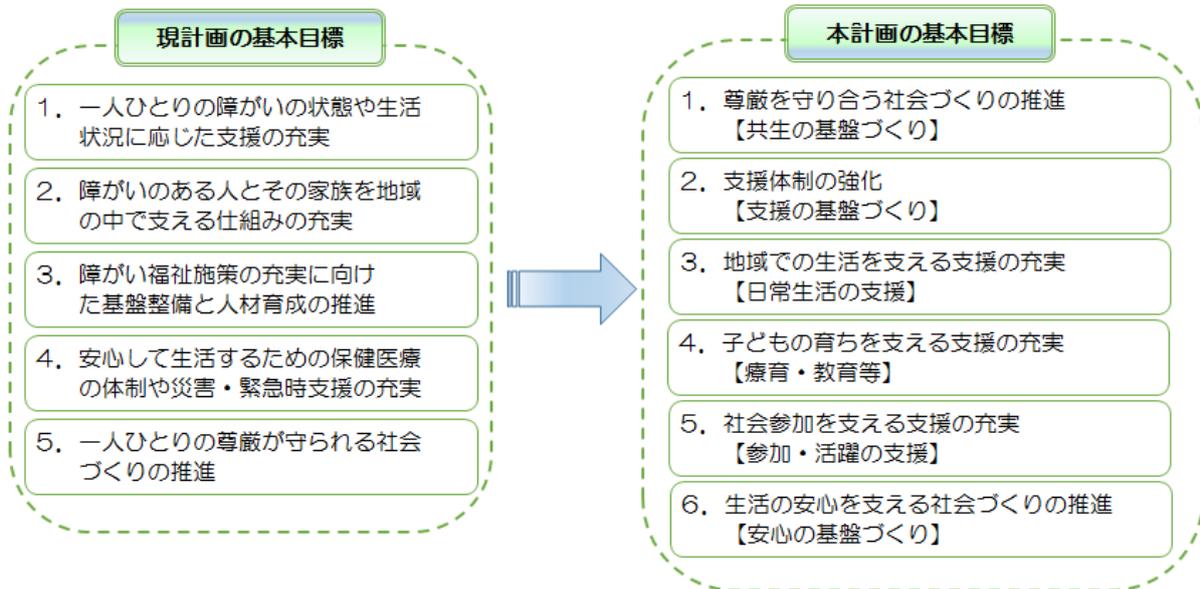


図5 現計画と本計画の基本目標の比較

7 (仮称) ふじさわ障がい者プラン2026 (素案)

資料2 参照

8 今後の予定

令和2年度	1 2月	1 2月市議会定例会	中間報告
	1月	第6回計画検討委員会	
		第4回総合支援協議会	
	2月	2月市議会定例会	最終報告
	3月	計画策定	

以 上

〔 事務担当 福祉健康部 障がい福祉課
子ども青少年部 子ども家庭課 〕